

1 国土調査法第19条第5項指定とは

国土調査法に基づく地籍調査は、一筆地ごとの地籍（所有者、地番、地目、筆界、面積）に関する調査・測量を行い、その成果として、地図（地籍図）及び簿冊（地籍簿）を作成するものであります。

この地籍調査の成果は、所定の審査を行った後、都道府県知事又は事業所管大臣の認証（国土調査法第19条第2項）、公告を経て、市町村等において行政的利用又は一般の閲覧に供されるほか、登記所にその写しが送付され登記行政にも反映されることになっています。

国土調査法第19条第5項は、地籍調査以外の他の事業によって作成された地図及び簿冊が、同条第2項の認証を受けた地籍調査の成果と同等以上の精度と正確さを有している場合は、この成果を地籍調査と同一の効果があるものとして指定することができる、という趣旨のものであります。

この指定を、一般的に、「国土調査法第19条第5項指定」又は「国土調査の成果の認証に準ずる指定」と呼んでいます。

2 指定の意義

この国土調査法第19条第5項指定（以下「法第19条第5項指定」という。）は、主として、次のような意義を有しています。

- (1) 当該事業の成果の精度・正確さが、統一的に定められている地籍調査と同等以上であることが公証され、その調査・測量が極めて正確なものであるという権威づけがなされます。
- (2) 類似した調査・測量を同じ地区で重複して行うことを防止するとともに、地籍調査と一体となって、総合的に地籍の明確化を推進することができます。
- (3) 地籍調査の完了後、広い範囲にわたって一筆ごとの土地の形状が変更された場合に、以前に行われた地籍調査の成果の効果が確保できます。